

（設置）

第1 近年の経済活動の一層のグローバル化や情報化の進展、本格的な高齢社会や人口減少化社会の到来等に的確に対応しながら、宮城県産業経済の活性化を図り、「富県宮城」を推進するため、県内の経済団体、学術機関及び行政機関等で構成する富県宮城推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 推進会議は、宮城県の産業経済の活性化に関連する次の事項を所掌する。

（1）「富県宮城の実現」に向けた方策の企画立案及び主体的な取組の促進

（2）「富県宮城の実現」に向けた意見交換及び情報交換

（3）その他必要と認める事項

（組織）

第3 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 推進会議に会長及び副会長を置き、推進会議を構成する者の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（幹事会）

第4 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進会議における意見等に係る専門的見地からの検討、構成員間の情報交換及び推進会議に付すべき事項等の協議を行う。

3 幹事会の幹事は、別表2に掲げる団体から、それぞれ1名以上選任する。

4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事会を構成する者の互選により選出する。

5 幹事長は、幹事会の会務を総理する。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（地域懇談会）

第5 「富県宮城の実現」に向け、地域における情報共有と意識醸成を図るため、圏域ごとに地域懇談会を開催し、その運営に関し必要な事項は、各地域懇談会において別に定める。

（会議の開催）

第6 推進会議の会議は会長が、幹事会の会議は幹事長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長又は幹事長は、必要に応じて推進会議又は幹事会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 推進会議及び幹事会は、必要に応じ関係業界の意見を聴取するものとする。

（庶務）

第7 推進会議の庶務は、宮城県経済商工観光部富県宮城推進室において処理する。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年3月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年 月 日から施行する。

別表1（第3関係）

宮城県商工会議所連合会会長
 宮城県商工会連合会会長
 一般社団法人みやぎ工業会会長
 一般社団法人宮城県情報サービス産業協会会長
 宮城県観光誘致協議会会長
 一般社団法人東北ニュービジネス協議会会長
 一般社団法人宮城県建設業協会会長
 宮城県農業協同組合中央会会長
 宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長
 宮城県中小企業団体中央会会長
 一般社団法人宮城県経営者協会会長
 一般社団法人仙台経済同友会代表幹事
 一般社団法人宮城県銀行協会会長
 一般社団法人東北経済連合会会長
 日本労働組合総連合会宮城県連合会会長
 東北大学総長
 東北学院学院長
 宮城県市長会会長
 宮城県町村会会長
 東北財務局局長
 東北農政局局長
 東北経済産業局局長
 東北地方整備局局長
 東北運輸局局長
 宮城県知事

別表2（第4関係）

宮城県商工会議所連合会
 宮城県商工会連合会
 一般社団法人みやぎ工業会
 一般社団法人宮城県情報サービス産業協会
 宮城県観光誘致協議会
 一般社団法人東北ニュービジネス協議会
 一般社団法人宮城県建設業協会
 宮城県農業協同組合中央会
 宮城県漁業協同組合
 宮城県中小企業団体中央会
 一般社団法人宮城県経営者協会
 一般社団法人仙台経済同友会
 一般社団法人宮城県銀行協会
 一般社団法人東北経済連合会
 日本労働組合総連合会宮城県連合会
 東北大学
 東北学院大学
 宮城県市長会
 宮城県町村会
 東北財務局
 東北農政局
 東北経済産業局
 東北地方整備局
 東北運輸局
 宮城県